

一般廃棄物処理施設設置許可証

平成30年6月11日

住所 ひたちなか市大字津田 2554 番地の2
氏名 勝田環境株式会社
代表取締役 望月 福男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日	平成30年6月11日	許可番号	1-129
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	ごみ処理施設(破碎施設) 剪定枝,刈草,幹,根		
設置場所	ひたちなか市大字高野字大房地 1967 番1 外9筆		
処理能力	264 t/日(8時間), 33 t/時間		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無(○)		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		